13 冬 期 補 正

(1) 通　　則

積雪寒冷地における冬期施工工事の工事費積算を適正に行うため、労務歩掛の補正を行うものである。

(2) 適用範囲

積雪寒冷地（本県全域）の屋外工事で、次に該当する工事は除くものとする。

イ　工場製作工事

ロ　トンネル工事

ハ　冬期条件下で施工することが前提となる除排雪工事等

ニ　建築工事

ホ　測量設計業務

ヘ　イ～ニの比率が大きい複合工事

ト　その他、冬期条件による損失が認められない工事

(3) 補正の方法

イ　単年度工事の場合

歩掛補正は、便宜的に労務単価に対して行うものとし、次式により冬期補正設計単価を算出して積算するものとする。

冬期補正設計単価＝基本設計単価×（1.0＋冬期補正率）

注１：単年度工事の場合の冬期補正率は別表に示す。
注２：残業等による割増しは、補正後の労務単価に対して行う。
注３：補正後の労務単価は円未満切捨て、円止まりとする。

ロ　複数年度工事の場合（債務負担工事等）

歩掛補正は、便宜的に労務単価に対して行うものとし、次式により冬期補正設計単価を算出して積算するものとする。

冬期補正設計単価＝基本設計単価×（1.0＋冬期補正率）

注１：複数年度工事の場合の冬期補正率は次の計算による。

当該工事の各年度の工事開始日※1の月及び工期末の月の組合せに相当する表の率に当該工事月数で除した冬期補正率とする。

冬期補正率

＝｛（１年目補正率×ｎ1 ケ月）＋（N年目補正率×ｎ2 ケ月)｝/（ｎ1 ケ月＋ｎ2 ケ月）

ｎ１、ｎ２・・・：工期の月数　　Ｎ：複数年数

(4) 補正上の留意事項

イ　本基準の補正率により積算することが著しく不適当と認められる場合は、県庁主管課等と協議して決定すること。

ロ　設計変更等により工期の変更が生じた場合の補正率は、原則として当初発注時の率によるものとする。但し、設計変更等により 4 月以降に施工する工種を追加発注した場合、その追加工種は新たな率により積算するものとする。

なお、対象工事の繰越を行った場合の歩掛補正については、3 月 31 日までの出来高分について補正し、施工時期が 3 月 31 日を越える出来高分については、新たな率により積算するものとする。

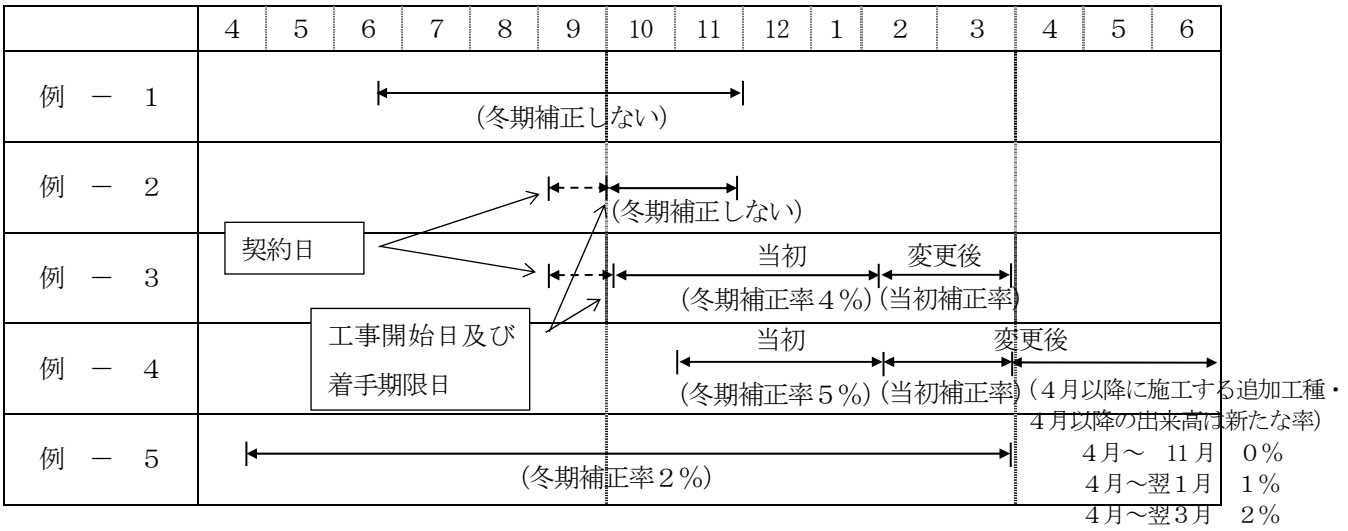
当初発注の率により積算することが著しく不適切な場合については、県庁主管課等と協議すること。

ハ　運転手（特殊・一般）、運転助手は、補正の対象としないものとする。

二　工事着手日とは、発注者が想定する着工日（余裕期間を設定する工事あっては着手期限日）をいう。

ホ　「積算に関する条件明示（参考資料）」において、「工事着手日」の明示を行うものとする。

なお、余裕期間を設定する工事あっては、「着手期限日」の明示を行うものとする。



冬　期　補　正　率　表

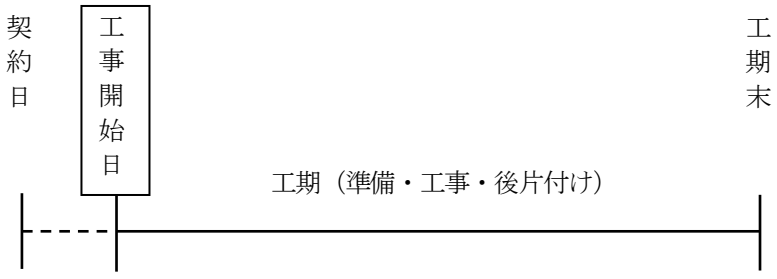
（%）

工期末＼工事開始日	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
11月	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
12月	1	1	1	1	1	1	2	3	5	－	－	－
1月	1	1	2	2	2	3	3	4	7	8	－	－
2月	2	2	2	2	3	3	4	5	6	7	6	－
3月	2	2	2	2	3	3	4	4	5	5	4	2

○当該工事の工事開始日※1の月及び工期末の月の組合せに相当する表の率を冬期補正率とする。

※1「工事開始日」とは設計図書における工期の始期日（余裕期間を設定する工事にあっては着手期限日）いう。

【通常の工事】



【余裕期間設定工事】

